



札幌市告示第3396号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年札幌市告示1725号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成27年（2015年）12月28日

札幌市長 秋元 克広



- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市豊平区月寒東2条16丁目43番1の一部
- 2 特定有害物質
水銀及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去